

Q001 | 相続人・法定相続分

問題：配偶者の相続人としての位置づけはどれか。

- ア. 兄弟姉妹がいると配偶者は相続人にならない
- イ. 子がいると配偶者は相続人にならない
- ウ. 直系尊属がいると配偶者は相続人にならない
- エ. 法律上の配偶者は常に相続人となる

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者は常に相続人となり、血族相続人と共同相続する。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者は常に相続人となり、血族相続人と共同相続する。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者は常に相続人となり、血族相続人と共同相続する。

エ：配偶者は常に相続人となり、血族相続人と共同相続する。

総合解説：配偶者は常に相続人となり、血族相続人と共同相続する。

Q002 | 相続人・法定相続分

問題：配偶者以外の血族相続人の第1順位は誰か。

- ア. 被相続人の兄弟姉妹
- イ. 被相続人の父母
- ウ. 被相続人の子
- エ. 被相続人のいところ

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。血族相続人は子、直系尊属、兄弟姉妹の順である。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。血族相続人は子、直系尊属、兄弟姉妹の順である。

ウ：血族相続人は子、直系尊属、兄弟姉妹の順である。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。血族相続人は子、直系尊属、兄弟姉妹の順である。

総合解説：血族相続人は子、直系尊属、兄弟姉妹の順である。

Q003 | 相続人・法定相続分

問題：第1順位の相続人がいない場合の第2順位は誰か。

- ア. 配偶者の父母
- イ. 被相続人の兄弟姉妹
- ウ. 被相続人の直系尊属
- エ. 被相続人の友人

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。第2順位は被相続人の直系尊属である。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。第2順位は被相続人の直系尊属である。

ウ：第2順位は被相続人の直系尊属である。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。第2順位は被相続人の直系尊属である。

総合解説：第2順位は被相続人の直系尊属である。

Q004 | 相続人・法定相続分

問題：第1順位・第2順位の相続人がいない場合の第3順位は誰か。

- ア. 被相続人のいとこ
- イ. 被相続人の兄弟姉妹
- ウ. 配偶者の兄弟姉妹
- エ. 被相続人の友人

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。第3順位は被相続人の兄弟姉妹である。

イ：第3順位は被相続人の兄弟姉妹である。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。第3順位は被相続人の兄弟姉妹である。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。第3順位は被相続人の兄弟姉妹である。

総合解説：第3順位は被相続人の兄弟姉妹である。

Q005 | 相続人・法定相続分

問題：内縁の配偶者の法定相続人としての取扱いはいずれか。

ア. 兄弟姉妹より大きい法定相続分を持つ

イ. 法律婚の配偶者と同じく常に相続人

ウ. 子より優先して相続人

エ. 原則として法定相続人にはならない

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。内縁関係だけでは民法上の配偶者相続人にならない。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。内縁関係だけでは民法上の配偶者相続人にならない。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。内縁関係だけでは民法上の配偶者相続人にならない。

エ：内縁関係だけでは民法上の配偶者相続人にならない。

総合解説：内縁関係だけでは民法上の配偶者相続人にならない。

Q006 | 相続人・法定相続分

問題：相続人が配偶者と子の場合の法定相続分はどれか。

ア. 配偶者全て、子0

イ. 配偶者3分の2、子全体3分の1

ウ. 配偶者4分の3、子全体4分の1

エ. 配偶者2分の1、子全体で2分の1

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と子は各2分の1である。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と子は各2分の1である。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と子は各2分の1である。

エ：配偶者と子は各2分の1である。

総合解説：配偶者と子は各2分の1である。

Q007 | 相続人・法定相続分

問題：相続人が配偶者と子2人の場合、子1人の法定相続分はいくらか。

ア. 4分の1

イ. 2分の1

ウ. 3分の1

エ. 8分の1

正答：ア

ア：子全体の2分の1を2人で均等に分けるため各4分の1。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。子全体の2分の1を2人で均等に分けるため各4分の1。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。子全体の2分の1を2人で均等に分けるため各4分の1。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。子全体の2分の1を2人で均等に分けるため各4分の1。

総合解説：子全体の2分の1を2人で均等に分けるため各4分の1。

Q008 | 相続人・法定相続分

問題：相続人が配偶者と被相続人の父母の場合、配偶者の法定相続分はいくらか。

ア. 4分の3

イ. 2分の1

ウ. 3分の2

エ. 3分の1

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と直系尊属の場合、配偶者は3分の2。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と直系尊属の場合、配偶者は3分の2。

ウ：配偶者と直系尊属の場合、配偶者は3分の2。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と直系尊属の場合、配偶者は3分の2。

総合解説：配偶者と直系尊属の場合、配偶者は3分の2。

Q009 | 相続人・法定相続分

問題：相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合、配偶者の法定相続分はいくらか。

- ア. 4分の3
- イ. 2分の1
- ウ. 3分の2
- エ. 4分の1

正答：ア

ア：配偶者と兄弟姉妹の場合、配偶者は4分の3。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と兄弟姉妹の場合、配偶者は4分の3。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と兄弟姉妹の場合、配偶者は4分の3。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と兄弟姉妹の場合、配偶者は4分の3。

総合解説：配偶者と兄弟姉妹の場合、配偶者は4分の3。

Q010 | 相続人・法定相続分

問題：被相続人に子がおらず父と祖母が存命の場合、第2順位で優先されるのは誰か。

- ア. 父
- イ. 祖母
- ウ. 父と祖母が同順位
- エ. 父の兄弟

正答：ア

ア：直系尊属は被相続人に親等の近い者が優先する。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。直系尊属は被相続人に親等の近い者が優先する。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。直系尊属は被相続人に親等の近い者が優先する。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。直系尊属は被相続人に親等の近い者が優先する。

総合解説：直系尊属は被相続人に親等の近い者が優先する。

Q011 | 相続人・法定相続分

問題：遺産6,000万円、相続人が配偶者と子2人。法定相続分どおりなら子1人の取得額はいくらか。

- ア. 1,500万円
- イ. 3,000万円
- ウ. 2,000万円
- エ. 750万円

正答：ア

ア：子1人の法定相続分は4分の1なので1,500万円。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。子1人の法定相続分は4分の1なので1,500万円。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。子1人の法定相続分は4分の1なので1,500万円。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。子1人の法定相続分は4分の1なので1,500万円。

総合解説：子1人の法定相続分は4分の1なので1,500万円。

Q012 | 相続人・法定相続分

問題：法定相続分について適切な説明はどれか。

- ア. 遺言でも法定相続分から変更できない
- イ. 必ず法定相続分どおりでなければ無効
- ウ. 相続人全員が合意すれば法定相続分と異なる分割もできる
- エ. 相続人の人数にかかわらず各4分の1

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。法定相続分は基準であり、全員合意による異なる分割も可能。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。法定相続分は基準であり、全員合意による異なる分割も可能。

ウ：法定相続分は基準であり、全員合意による異なる分割も可能。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。法定相続分は基準であり、全員合意による異なる分割も可能。

総合解説：法定相続分は基準であり、全員合意による異なる分割も可能。

Q013 | 代襲相続・欠格・廃除

問題：被相続人の子が相続開始前に死亡し、その子に子がいる場合の原則はどれか。

- ア. 孫が代襲相続人となる
- イ. 孫は相続人になれない
- ウ. 兄弟姉妹が必ず代襲する
- エ. 国が直ちに相続する

正答：ア

ア：子が先に死亡している場合、その直系卑属が代襲相続人となり得る。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。子が先に死亡している場合、その直系卑属が代襲相続人となり得る。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。子が先に死亡している場合、その直系卑属が代襲相続人となり得る。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。子が先に死亡している場合、その直系卑属が代襲相続人となり得る。

総合解説：子が先に死亡している場合、その直系卑属が代襲相続人となり得る。

Q014 | 代襲相続・欠格・廃除

問題：兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合、その兄弟姉妹の子はどうなるか。

- ア. 甥・姪は絶対に相続人にならない
- イ. 甥・姪が代襲相続人となり得る
- ウ. 兄弟姉妹の孫まで無制限に再代襲する
- エ. 配偶者側の甥・姪が代襲する

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹の代襲はその子である甥・姪まで。

イ：兄弟姉妹の代襲はその子である甥・姪まで。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹の代襲はその子である甥・姪まで。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹の代襲はその子である甥・姪まで。

総合解説：兄弟姉妹の代襲はその子である甥・姪まで。

Q015 | 代襲相続・欠格・廃除

問題：被相続人の子Aが相続放棄した場合、Aの子BはAを代襲するか。

- ア. 代襲しない
- イ. 必ず代襲する
- ウ. Bが18歳以上なら代襲する
- エ. 家庭裁判所が自動的にBを指定する

正答：ア

ア：相続放棄は代襲相続の原因ではない。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。相続放棄は代襲相続の原因ではない。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。相続放棄は代襲相続の原因ではない。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。相続放棄は代襲相続の原因ではない。

総合解説：相続放棄は代襲相続の原因ではない。

Q016 | 代襲相続・欠格・廃除

問題：相続欠格について適切な説明はどれか。

- ア. 相続人が選ぶ税制優遇制度
- イ. 被相続人の気分だけで相続資格を奪う制度
- ウ. 法律所定の重大な非行がある場合に法律上当然に相続資格を失う制度
- エ. 遺産分割協議の多数決で相続人を外す制度

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。相続欠格は民法所定事由により当然に相続資格を失わせる制度。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。相続欠格は民法所定事由により当然に相続資格を失わせる制度。

ウ：相続欠格は民法所定事由により当然に相続資格を失わせる制度。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。相続欠格は民法所定事由により当然に相続資格を失わせる制度。

総合解説：相続欠格は民法所定事由により当然に相続資格を失わせる制度。

Q017 | 代襲相続・欠格・廃除

問題：相続欠格事由に該当し得る行為はどれか。

- ア. 法定相続分を調べたこと
- イ. 被相続人と一度口論したこと
- ウ. 詐欺・強迫によって被相続人に遺言をさせること
- エ. 相続税を期限内に申告したこと

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。遺言への詐欺・強迫、偽造・破棄等は欠格事由となり得る。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。遺言への詐欺・強迫、偽造・破棄等は欠格事由となり得る。

ウ：遺言への詐欺・強迫、偽造・破棄等は欠格事由となり得る。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。遺言への詐欺・強迫、偽造・破棄等は欠格事由となり得る。

総合解説：遺言への詐欺・強迫、偽造・破棄等は欠格事由となり得る。

Q018 | 代襲相続・欠格・廃除

問題：推定相続人の廃除について適切な説明はどれか。

- ア. 税務署が相続税滞納者を排除する制度
- イ. 兄弟姉妹だけを自動的に排除する制度
- ウ. 遺留分を有する推定相続人に虐待等がある場合に被相続人が家庭裁判所へ求める制度
- エ. 他の相続人の多数決だけで成立する制度

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。廃除は被相続人の意思に基づき家庭裁判所が関与する。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。廃除は被相続人の意思に基づき家庭裁判所が関与する。

ウ：廃除は被相続人の意思に基づき家庭裁判所が関与する。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。廃除は被相続人の意思に基づき家庭裁判所が関与する。

総合解説：廃除は被相続人の意思に基づき家庭裁判所が関与する。

Q019 | 代襲相続・欠格・廃除

問題：被相続人の子Aが廃除され、Aに子Bがいる場合、Bはどうなるか。

ア. Aを代襲して相続人となり得る

イ. 廃除の場合は代襲しない

ウ. Bも自動的に廃除される

エ. Bは被相続人の兄弟姉妹となる

正答：ア

ア：廃除は代襲相続の原因となる。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。廃除は代襲相続の原因となる。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。廃除は代襲相続の原因となる。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。廃除は代襲相続の原因となる。

総合解説：廃除は代襲相続の原因となる。

Q020 | 代襲相続・欠格・廃除

問題：配偶者、長男、死亡した次男の子2人が相続人。孫1人の法定相続分はいくらか。

ア. 8分の1

イ. 4分の1

ウ. 2分の1

エ. 16分の1

正答：ア

ア：子全体2分の1を長男系統と次男系統で分け、次男分4分の1を孫2人で分ける。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。子全体2分の1を長男系統と次男系統で分け、次男分4分の1を孫2人で分ける。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。子全体2分の1を長男系統と次男系統で分け、次男分4分の1を孫2人で分ける。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。子全体2分の1を長男系統と次男系統で分け、次男分4分の1を孫2人で分ける。

総合解説：子全体2分の1を長男系統と次男系統で分け、次男分4分の1を孫2人で分ける。

Q021 | 代襲相続・欠格・廃除

問題：兄AもAの子Bも被相続人より先に死亡し、Bの子Cだけが存命。Cは兄弟姉妹系統の再代襲相続人になるか。

- ア. 配偶者と同じ相続分になる
- イ. 必ずなる
- ウ. 被相続人の子として扱う
- エ. ならない

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹の代襲は甥・姪までで再代襲しない。
イ：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹の代襲は甥・姪までで再代襲しない。
ウ：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹の代襲は甥・姪までで再代襲しない。
エ：兄弟姉妹の代襲は甥・姪までで再代襲しない。
総合解説：兄弟姉妹の代襲は甥・姪までで再代襲しない。

Q022 | 代襲相続・欠格・廃除

問題：代襲相続が生じ得る原因の組合せはどれか。

- ア. 相続開始前の死亡・相続欠格・廃除
- イ. 相続放棄だけ
- ウ. 遺産分割協議への欠席・税申告遅延
- エ. 借金が多いこと・遠方居住

正答：ア

ア：死亡・欠格・廃除は代襲原因となり得るが相続放棄は含まれない。
イ：この肢は現行ルールと一致しない。死亡・欠格・廃除は代襲原因となり得るが相続放棄は含まれない。
ウ：この肢は現行ルールと一致しない。死亡・欠格・廃除は代襲原因となり得るが相続放棄は含まれない。
エ：この肢は現行ルールと一致しない。死亡・欠格・廃除は代襲原因となり得るが相続放棄は含まれない。
総合解説：死亡・欠格・廃除は代襲原因となり得るが相続放棄は含まれない。

Q023 | 承認・放棄

問題：承認・放棄を選択する熟慮期間は原則どれか。

- ア. 死亡日から必ず1か月以内
- イ. 自己のために相続開始があったことを知った時から3か月以内
- ウ. 相続税申告期限と同じ10か月以内
- エ. 期間制限はない

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。熟慮期間は原則3か月。

イ：熟慮期間は原則3か月。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。熟慮期間は原則3か月。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。熟慮期間は原則3か月。

総合解説：熟慮期間は原則3か月。

Q024 | 承認・放棄

問題：相続放棄の申述先はどこか。

- ア. 法務局だけ
- イ. 税務署
- ウ. 被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所
- エ. 市区町村役場だけ

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。相続放棄は家庭裁判所への申述が必要。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。相続放棄は家庭裁判所への申述が必要。

ウ：相続放棄は家庭裁判所への申述が必要。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。相続放棄は家庭裁判所への申述が必要。

総合解説：相続放棄は家庭裁判所への申述が必要。

Q025 | 承認・放棄

問題：単純承認について適切な説明はどれか。

- ア. プラス財産も借金等のマイナス財産も原則承継する
- イ. プラス財産だけを選んで承継する
- ウ. 相続財産の限度でだけ債務を負う
- エ. 権利義務を一切承継しない

正答：ア

ア：単純承認では被相続人の権利義務を原則包括承継する。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。単純承認では被相続人の権利義務を原則包括承継する。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。単純承認では被相続人の権利義務を原則包括承継する。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。単純承認では被相続人の権利義務を原則包括承継する。

総合解説：単純承認では被相続人の権利義務を原則包括承継する。

Q026 | 承認・放棄

問題：限定承認について適切な説明はどれか。

- ア. 債務だけを相続する
- イ. 相続で得た財産の限度で被相続人の債務を負担する
- ウ. 財産も債務も一切承継しない
- エ. 税務署が相続財産を買い取る

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。限定承認は相続財産の限度で債務を負担する制度。

イ：限定承認は相続財産の限度で債務を負担する制度。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。限定承認は相続財産の限度で債務を負担する制度。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。限定承認は相続財産の限度で債務を負担する制度。

総合解説：限定承認は相続財産の限度で債務を負担する制度。

Q027 | 承認・放棄

問題：共同相続人が複数いる場合の限定承認は原則どうするか。

- ア. 配偶者だけで必ずできる
- イ. 相続人1人だけで他を拘束できる
- ウ. 共同相続人全員が共同して行う
- エ. 税務署長が選択する

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。限定承認は共同相続人全員で行うのが原則。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。限定承認は共同相続人全員で行うのが原則。

ウ：限定承認は共同相続人全員で行うのが原則。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。限定承認は共同相続人全員で行うのが原則。

総合解説：限定承認は共同相続人全員で行うのが原則。

Q028 | 承認・放棄

問題：相続人が相続財産を処分した場合に問題となるのはどれか。

- ア. 必ず限定承認になる
- イ. 自動的に相続放棄になる
- ウ. 法定単純承認とみなされる場合がある
- エ. 相続開始自体が無効になる

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。相続財産の処分は法定単純承認事由となり得る。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。相続財産の処分は法定単純承認事由となり得る。

ウ：相続財産の処分は法定単純承認事由となり得る。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。相続財産の処分は法定単純承認事由となり得る。

総合解説：相続財産の処分は法定単純承認事由となり得る。

Q029 | 承認・放棄

問題：家庭裁判所で相続放棄が受理された者の民法上の扱いはどれか。

- ア. その相続について初めから相続人でなかったものとみなされる
- イ. 法定相続分の半分だけ相続する
- ウ. 借金だけを承継する
- エ. その者の子が必ず代襲する

正答：ア

ア：相続放棄者は初めから相続人でなかったものとみなされる。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。相続放棄者は初めから相続人でなかったものとみなされる。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。相続放棄者は初めから相続人でなかったものとみなされる。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。相続放棄者は初めから相続人でなかったものとみなされる。

総合解説：相続放棄者は初めから相続人でなかったものとみなされる。

Q030 | 承認・放棄

問題：多額の借金の可能性があり3か月以内に財産調査が終わらない場合の対応として適切なのはどれか。

- ア. 相続税申告期限まで必ず放棄できる
- イ. 何もせず10か月待てば自動延長
- ウ. 熟慮期間内に家庭裁判所へ期間伸長を申し立てることを検討する
- エ. 財産を自由に売却してから放棄する

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。財産調査が終わらない場合は熟慮期間の伸長を申し立てられる。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。財産調査が終わらない場合は熟慮期間の伸長を申し立てられる。

ウ：財産調査が終わらない場合は熟慮期間の伸長を申し立てられる。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。財産調査が終わらない場合は熟慮期間の伸長を申し立てられる。

総合解説：財産調査が終わらない場合は熟慮期間の伸長を申し立てられる。

Q031 | 遺言の方式

問題：普通方式の遺言の組合せはどれか。

- ア. 自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言
- イ. 口頭遺言・メール遺言・動画遺言
- ウ. 贈与契約・売買契約・信託
- エ. 相続放棄・限定承認・単純承認

正答：ア

ア：民法上の普通方式遺言は3種類。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。民法上の普通方式遺言は3種類。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。民法上の普通方式遺言は3種類。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。民法上の普通方式遺言は3種類。

総合解説：民法上の普通方式遺言は3種類。

Q032 | 遺言の方式

問題：民法上、遺言をすることができる年齢はどれか。

- ア. 年齢制限はない
- イ. 満18歳以上だけ
- ウ. 満20歳以上だけ
- エ. 満15歳以上

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。遺言能力は満15歳以上が基本。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。遺言能力は満15歳以上が基本。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。遺言能力は満15歳以上が基本。

エ：遺言能力は満15歳以上が基本。

総合解説：遺言能力は満15歳以上が基本。

Q033 | 遺言の方式

問題：自筆証書遺言の本文は原則どう作成するか。

- ア. 相続人が代筆する
- イ. 本文をすべてパソコン作成する
- ウ. 遺言者本人が全文を自書する
- エ. 録音だけで作成する

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。財産目録を除き本文等は自書が必要。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。財産目録を除き本文等は自書が必要。

ウ：財産目録を除き本文等は自書が必要。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。財産目録を除き本文等は自書が必要。

総合解説：財産目録を除き本文等は自書が必要。

Q034 | 遺言の方式

問題：自筆証書遺言の基本要件として適切なのはどれか。

- ア. 作成年月日・氏名を自書し、押印する
- イ. 作成年だけで日付は不要
- ウ. 氏名は不要
- エ. 押印は禁止されている

正答：ア

ア：自筆証書遺言には具体的日付・氏名自書・押印が必要。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。自筆証書遺言には具体的日付・氏名自書・押印が必要。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。自筆証書遺言には具体的日付・氏名自書・押印が必要。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。自筆証書遺言には具体的日付・氏名自書・押印が必要。

総合解説：自筆証書遺言には具体的日付・氏名自書・押印が必要。

Q035 | 遺言の方式

問題：自筆証書遺言に添付する財産目録について適切なのはどれか。

- ア. 相続人の署名だけで足りる
- イ. 財産目録も必ず全文自書
- ウ. 署名・押印は不要

エ. パソコン作成等も可能だが、自書でない目録の各頁に署名・押印が必要

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。財産目録は自書不要の特例があるが各頁に署名・押印が必要。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。財産目録は自書不要の特例があるが各頁に署名・押印が必要。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。財産目録は自書不要の特例があるが各頁に署名・押印が必要。

エ：財産目録は自書不要の特例があるが各頁に署名・押印が必要。

総合解説：財産目録は自書不要の特例があるが各頁に署名・押印が必要。

Q036 | 遺言の方式

問題：公正証書遺言について適切なのはどれか。

- ア. 税務署長が作成する
- イ. 遺言者が必ず全文自書する
- ウ. 公証人が遺言者の意思を確認して公正証書として作成する
- エ. 相続人全員が共同作成する

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言は公証人が関与して作成する。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言は公証人が関与して作成する。

ウ：公正証書遺言は公証人が関与して作成する。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言は公証人が関与して作成する。

総合解説：公正証書遺言は公証人が関与して作成する。

Q037 | 遺言の方式

問題：公正証書遺言に必要な証人は何人以上か。

- ア. 1人だけ
- イ. 2人以上
- ウ. 証人は不要
- エ. 10人以上

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言には証人2人以上の立会いが必要。

イ：公正証書遺言には証人2人以上の立会いが必要。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言には証人2人以上の立会いが必要。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言には証人2人以上の立会いが必要。

総合解説：公正証書遺言には証人2人以上の立会いが必要。

Q038 | 遺言の方式

問題：公正証書遺言の証人になれない者として適切なのはどれか。

- ア. 欠格事由のない司法書士
- イ. 利害関係のない成人の友人
- ウ. 推定相続人や受遺者、その配偶者・直系血族など
- エ. 利害関係のない会社員

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。推定相続人・受遺者等には証人欠格がある。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。推定相続人・受遺者等には証人欠格がある。

ウ：推定相続人・受遺者等には証人欠格がある。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。推定相続人・受遺者等には証人欠格がある。

総合解説：推定相続人・受遺者等には証人欠格がある。

Q039 | 遺言の方式

問題：公正証書遺言に家庭裁判所の検認は必要か。

ア. 財産が1億円超なら必要

イ. 必ず必要

ウ. 相続人が1人なら必要

エ. 不要

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言は検認不要。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言は検認不要。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言は検認不要。

エ：公正証書遺言は検認不要。

総合解説：公正証書遺言は検認不要。

Q040 | 遺言の方式

問題：法務局保管制度を利用した自筆証書遺言の検認はどうなるか。

ア. 必ず必要

イ. 不要

ウ. 公証役場で必要

エ. 税務署で必要

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。法務局保管の自筆証書遺言は検認不要。

イ：法務局保管の自筆証書遺言は検認不要。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。法務局保管の自筆証書遺言は検認不要。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。法務局保管の自筆証書遺言は検認不要。

総合解説：法務局保管の自筆証書遺言は検認不要。

Q041 | 遺言の方式

問題：自宅保管の通常の自筆証書遺言を発見した場合の原則的手続はどれか。

- ア. 直ちに開封して書き換える
- イ. 家庭裁判所へ検認を申し立てる
- ウ. 税務署へ有効判定を求める
- エ. 相続人1人で廃棄する

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。通常の自筆証書遺言は原則家庭裁判所の検認が必要。

イ：通常の自筆証書遺言は原則家庭裁判所の検認が必要。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。通常の自筆証書遺言は原則家庭裁判所の検認が必要。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。通常の自筆証書遺言は原則家庭裁判所の検認が必要。

総合解説：通常の自筆証書遺言は原則家庭裁判所の検認が必要。

Q042 | 遺言の方式

問題：遺言書の検認について適切な説明はどれか。

- ア. 法定相続分を消滅させる手続
- イ. 検認されれば内容は必ず有効
- ウ. 相続税額を決める税務手続
- エ. 遺言書の存在・状態を確認する手続で、有効・無効を最終判断する手続ではない

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。検認は証拠保全の手続であり有効性を確定するものではない。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。検認は証拠保全の手続であり有効性を確定するものではない。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。検認は証拠保全の手続であり有効性を確定するものではない。

エ：検認は証拠保全の手続であり有効性を確定するものではない。

総合解説：検認は証拠保全の手続であり有効性を確定するものではない。

Q043 | 遺言の方式

問題：前の遺言と抵触する内容の新しい遺言を作成した場合の原則はどれか。

- ア. 最初の遺言が永久に優先
- イ. 抵触部分について前の遺言を撤回したものとみなされる
- ウ. 新しい遺言は必ず無効
- エ. 両方を単純に加算して実行

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。後の遺言が前の遺言と抵触する部分は撤回とみなされる。

イ：後の遺言が前の遺言と抵触する部分は撤回とみなされる。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。後の遺言が前の遺言と抵触する部分は撤回とみなされる。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。後の遺言が前の遺言と抵触する部分は撤回とみなされる。

総合解説：後の遺言が前の遺言と抵触する部分は撤回とみなされる。

Q044 | 遺言の方式

問題：方式不備や紛失リスクを下げ、相続開始後の検認も不要にしたい場合、最も適合しやすいのはどれか。

- ア. 口頭だけで家族に伝える
- イ. 公正証書遺言
- ウ. パソコン本文だけの自筆証書遺言を自宅保管
- エ. 日付のない自筆証書遺言

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言は公証人関与・原本保管・検認不要という特徴がある。

イ：公正証書遺言は公証人関与・原本保管・検認不要という特徴がある。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言は公証人関与・原本保管・検認不要という特徴がある。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。公正証書遺言は公証人関与・原本保管・検認不要という特徴がある。

総合解説：公正証書遺言は公証人関与・原本保管・検認不要という特徴がある。

Q045 | 遺留分

問題：遺留分を有する相続人として適切なのはどれか。

ア. 配偶者・直系卑属・直系尊属

イ. 兄弟姉妹だけ

ウ. 甥・姪だけ

エ. 友人

正答：ア

ア：配偶者・直系卑属・直系尊属には遺留分がある。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者・直系卑属・直系尊属には遺留分がある。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者・直系卑属・直系尊属には遺留分がある。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者・直系卑属・直系尊属には遺留分がある。

総合解説：配偶者・直系卑属・直系尊属には遺留分がある。

Q046 | 遺留分

問題：相続人が兄弟姉妹のみの場合、その兄弟姉妹の遺留分はどうか。

ア. 必ず3,000万円ある

イ. 法定相続分の2分の1ある

ウ. 法定相続分の3分の1ある

エ. 遺留分はない

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹は遺留分権利者ではない。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹は遺留分権利者ではない。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹は遺留分権利者ではない。

エ：兄弟姉妹は遺留分権利者ではない。

総合解説：兄弟姉妹は遺留分権利者ではない。

Q047 | 遺留分

問題：相続人が配偶者や子である場合、遺留分権利者全体の遺留分は原則どれか。

- ア. 相続財産の全額
- イ. 相続財産の3分の1
- ウ. 相続財産の4分の3
- エ. 相続財産の2分の1

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。直系尊属のみの場合を除き総体的遺留分は2分の1。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。直系尊属のみの場合を除き総体的遺留分は2分の1。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。直系尊属のみの場合を除き総体的遺留分は2分の1。

エ：直系尊属のみの場合を除き総体的遺留分は2分の1。

総合解説：直系尊属のみの場合を除き総体的遺留分は2分の1。

Q048 | 遺留分

問題：相続人が直系尊属だけの場合、遺留分権利者全体の遺留分は原則どれか。

- ア. 遺留分はない
- イ. 相続財産の2分の1
- ウ. 相続財産の4分の1
- エ. 相続財産の3分の1

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。直系尊属のみの場合の総体的遺留分は3分の1。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。直系尊属のみの場合の総体的遺留分は3分の1。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。直系尊属のみの場合の総体的遺留分は3分の1。

エ：直系尊属のみの場合の総体的遺留分は3分の1。

総合解説：直系尊属のみの場合の総体的遺留分は3分の1。

Q049 | 遺留分

問題：相続人が配偶者と子1人の場合、子の個別遺留分は原則どれか。

ア. 3分の1 (本問では適用しない)

イ. 2分の1

ウ. 8分の1

エ. 4分の1

正答：エ

ア：本問の現行ルールとは一致しない。総体的遺留分 $1/2 \times$ 子の法定相続分 $1/2 = 1/4$ 。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。総体的遺留分 $1/2 \times$ 子の法定相続分 $1/2 = 1/4$ 。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。総体的遺留分 $1/2 \times$ 子の法定相続分 $1/2 = 1/4$ 。

エ：総体的遺留分 $1/2 \times$ 子の法定相続分 $1/2 = 1/4$ 。

総合解説：総体的遺留分 $1/2 \times$ 子の法定相続分 $1/2 = 1/4$ 。

Q050 | 遺留分

問題：相続人が配偶者と子2人の場合、子1人の個別遺留分は原則どれか。

ア. 2分の1 (本問では適用しない)

イ. 4分の1

ウ. 8分の1

エ. 16分の1

正答：ウ

ア：本問の現行ルールとは一致しない。 $1/2 \times 1/4 = 1/8$ 。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。 $1/2 \times 1/4 = 1/8$ 。

ウ： $1/2 \times 1/4 = 1/8$ 。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。 $1/2 \times 1/4 = 1/8$ 。

総合解説： $1/2 \times 1/4 = 1/8$ 。

Q051 | 遺留分

問題：現行民法の遺留分侵害額請求について適切なのはどれか。

ア. 相続税を免除する制度

イ. 侵害された不動産そのものを必ず共有に戻す権利だけ

ウ. 原則として侵害額に相当する金銭の支払いを請求する

エ. 遺言を自動的に全部無効にする制度

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。現行の遺留分侵害額請求は金銭請求を基本とする。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。現行の遺留分侵害額請求は金銭請求を基本とする。

ウ：現行の遺留分侵害額請求は金銭請求を基本とする。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。現行の遺留分侵害額請求は金銭請求を基本とする。

総合解説：現行の遺留分侵害額請求は金銭請求を基本とする。

Q052 | 遺留分

問題：遺留分侵害額請求権の短期の消滅時効は原則どれか。

ア. 相続開始と侵害を知った時から1年

イ. 知った時から10年だけ

ウ. 相続税申告期限と同じ10か月

エ. 期間制限はない

正答：ア

ア：相続開始と侵害を知った時から1年間行使しないと時効消滅する。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。相続開始と侵害を知った時から1年間行使しないと時効消滅する。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。相続開始と侵害を知った時から1年間行使しないと時効消滅する。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。相続開始と侵害を知った時から1年間行使しないと時効消滅する。

総合解説：相続開始と侵害を知った時から1年間行使しないと時効消滅する。

Q053 | 遺留分

問題：侵害を知らなくても、相続開始から何年で原則遺留分侵害額請求ができなくなるか。

ア. 20年

イ. 1年

ウ. 3年

エ. 10年

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。相続開始から10年経過すると原則権利行使できない。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。相続開始から10年経過すると原則権利行使できない。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。相続開始から10年経過すると原則権利行使できない。

エ：相続開始から10年経過すると原則権利行使できない。

総合解説：相続開始から10年経過すると原則権利行使できない。

Q054 | 遺留分

問題：相続人が配偶者と子1人、遺留分算定基礎財産4,000万円。子の個別遺留分額はいくらか。

ア. 500万円

イ. 2,000万円

ウ. 1,000万円

エ. 3,000万円

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。子の個別遺留分は $1/4$ なので1,000万円。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。子の個別遺留分は $1/4$ なので1,000万円。

ウ：子の個別遺留分は $1/4$ なので1,000万円。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。子の個別遺留分は $1/4$ なので1,000万円。

総合解説：子の個別遺留分は $1/4$ なので1,000万円。

Q055 | 遺産分割・配偶者居住権

問題：遺産分割協議について適切なのはどれか。
ア. 共同相続人全員で具体的な分け方を話し合う
イ. 相続人の過半数だけで他を拘束できる
ウ. 税務署長が必ず分割割合を決める
エ. 法定相続分以外の分割は禁止
正答：ア

ア：遺産分割協議は共同相続人全員の合意が必要。
イ：この肢は現行ルールと一致しない。遺産分割協議は共同相続人全員の合意が必要。
ウ：この肢は現行ルールと一致しない。遺産分割協議は共同相続人全員の合意が必要。
エ：この肢は現行ルールと一致しない。遺産分割協議は共同相続人全員の合意が必要。
総合解説：遺産分割協議は共同相続人全員の合意が必要。

Q056 | 遺産分割・配偶者居住権

問題：遺産分割協議がまとまらない場合の一般的な法的手続はどれか。
ア. 銀行が強制的に分割する
イ. 税務署の多数決で決める
ウ. 法務局が抽選する
エ. 家庭裁判所の遺産分割調停・審判を利用する
正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。協議不成立時は家庭裁判所の調停・審判を利用できる。
イ：この肢は現行ルールと一致しない。協議不成立時は家庭裁判所の調停・審判を利用できる。
ウ：この肢は現行ルールと一致しない。協議不成立時は家庭裁判所の調停・審判を利用できる。
エ：協議不成立時は家庭裁判所の調停・審判を利用できる。
総合解説：協議不成立時は家庭裁判所の調停・審判を利用できる。

Q057 | 遺産分割・配偶者居住権

問題：配偶者居住権の基本的な目的はどれか。

- ア. 配偶者へ必ず建物所有権全部を与える
- イ. 被相続人所有建物に住んでいた配偶者が一定要件で無償居住を継続できるようにする
- ウ. 配偶者の相続税を必ず0円にする
- エ. 配偶者以外の相続人を全員排除する

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は配偶者の居住確保を目的とする。

イ：配偶者居住権は配偶者の居住確保を目的とする。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は配偶者の居住確保を目的とする。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は配偶者の居住確保を目的とする。

総合解説：配偶者居住権は配偶者の居住確保を目的とする。

Q058 | 遺産分割・配偶者居住権

問題：配偶者居住権の取得方法として適切なものはどれか。

- ア. 配偶者なら自動的に終身取得する
- イ. 遺産分割や遺贈等によって取得する
- ウ. 固定資産税を払えば自動取得する
- エ. 相続税申告だけで成立する

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は遺産分割や遺贈等で取得する。

イ：配偶者居住権は遺産分割や遺贈等で取得する。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は遺産分割や遺贈等で取得する。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は遺産分割や遺贈等で取得する。

総合解説：配偶者居住権は遺産分割や遺贈等で取得する。

Q059 | 遺産分割・配偶者居住権
問題：配偶者居住権について適切な説明はどれか。
ア. 配偶者居住権は預金債権である
イ. 取得すると建物所有権も必ず配偶者へ移る
ウ. 所有権と居住権を分けることは禁止
エ. 建物所有権とは別の権利なので、別の相続人が建物所有権を取得することもある
正答：エ
ア：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権と建物所有権は分離できる。
イ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権と建物所有権は分離できる。
ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権と建物所有権は分離できる。
エ：配偶者居住権と建物所有権は分離できる。
総合解説：配偶者居住権と建物所有権は分離できる。

Q060 | 遺産分割・配偶者居住権
問題：配偶者居住権を第三者へ自由に譲渡できるか。
ア. 住宅ローン付きなら必ず譲渡できる
イ. 自由に売買できる
ウ. 株式市場で売却できる
エ. 原則として譲渡できない
正答：エ
ア：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は原則譲渡できない。
イ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は原則譲渡できない。
ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は原則譲渡できない。
エ：配偶者居住権は原則譲渡できない。
総合解説：配偶者居住権は原則譲渡できない。

Q061 | 遺産分割・配偶者居住権

問題：配偶者短期居住権について適切なのはどれか。

- ア. 相続人でない友人に与える制度
- イ. 必ず終身の居住を保障する権利
- ウ. 配偶者が建物を売却する権利
- エ. 相続開始時に被相続人所有建物へ無償居住していた配偶者を一定期間保護する制度

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者短期居住権は相続直後の配偶者の居住を一定期間保護する。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者短期居住権は相続直後の配偶者の居住を一定期間保護する。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者短期居住権は相続直後の配偶者の居住を一定期間保護する。

エ：配偶者短期居住権は相続直後の配偶者の居住を一定期間保護する。

総合解説：配偶者短期居住権は相続直後の配偶者の居住を一定期間保護する。

Q062 | 遺産分割・配偶者居住権

問題：遺産の大半が自宅で、配偶者は住み続けたいが所有権全部を取ると金融資産をほぼ取得できない。検討価値があるのはどれか。

- ア. 配偶者居住権を配偶者が取得し、建物所有権を別の相続人が取得する分割
- イ. 配偶者が必ず相続放棄する
- ウ. 自宅を必ず取り壊す
- エ. 何も権利整理をしない

正答：ア

ア：配偶者居住権は居住確保と遺産配分の調整に活用できる。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は居住確保と遺産配分の調整に活用できる。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は居住確保と遺産配分の調整に活用できる。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者居住権は居住確保と遺産配分の調整に活用できる。

総合解説：配偶者居住権は居住確保と遺産配分の調整に活用できる。

Q063 | 課税価格・基礎控除

問題：相続税の基礎控除額の式はどれか。

ア. 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

イ. 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

ウ. 1,100万円 × 法定相続人の数

エ. 500万円 × 法定相続人の数

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。現行の相続税基礎控除は3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数。

イ：現行の相続税基礎控除は3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。現行の相続税基礎控除は3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。現行の相続税基礎控除は3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数。

総合解説：現行の相続税基礎控除は3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数。

Q064 | 課税価格・基礎控除

問題：法定相続人が3人の場合、相続税の基礎控除額はいくらか。

ア. 3,600万円

イ. 4,800万円

ウ. 4,200万円

エ. 5,400万円

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。3,000万円 + 600万円 × 3 = 4,800万円。

イ：3,000万円 + 600万円 × 3 = 4,800万円。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。3,000万円 + 600万円 × 3 = 4,800万円。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。3,000万円 + 600万円 × 3 = 4,800万円。

総合解説：3,000万円 + 600万円 × 3 = 4,800万円。

Q065 | 課税価格・基礎控除

問題：基礎控除計算上、相続放棄した人はどう扱うか。

ア. 必ず人数から除外する

イ. 放棄がなかったものとして法定相続人の数を数える

ウ. 2人分として数える

エ. 税務署が任意に決める

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。税法上の法定相続人の数は相続放棄がなかったものとして数える。

イ：税法上の法定相続人の数は相続放棄がなかったものとして数える。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。税法上の法定相続人の数は相続放棄がなかったものとして数える。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。税法上の法定相続人の数は相続放棄がなかったものとして数える。

総合解説：税法上の法定相続人の数は相続放棄がなかったものとして数える。

Q066 | 課税価格・基礎控除

問題：実子がいる場合、相続税計算上法定相続人の数に含める養子は原則何人までか。

ア. 2人

イ. 1人

ウ. 3人

エ. 制限なし

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。実子がいる場合、税法上数に含める養子は原則1人まで。

イ：実子がいる場合、税法上数に含める養子は原則1人まで。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。実子がいる場合、税法上数に含める養子は原則1人まで。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。実子がいる場合、税法上数に含める養子は原則1人まで。

総合解説：実子がいる場合、税法上数に含める養子は原則1人まで。

Q067 | 課税価格・基礎控除

問題：実子がいらない場合、相続税計算上法定相続人の数に含める養子は原則何人までか。

ア. 制限なし

イ. 1人

ウ. 4人

エ. 2人

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。実子がいらない場合は原則2人まで。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。実子がいらない場合は原則2人まで。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。実子がいらない場合は原則2人まで。

エ：実子がいらない場合は原則2人まで。

総合解説：実子がいらない場合は原則2人まで。

Q068 | 課税価格・基礎控除

問題：相続人が受け取る一定の死亡保険金の非課税限度額はどれか。

ア. 600万円×法定相続人の数

イ. 500万円×法定相続人の数

ウ. 3,000万円+600万円×法定相続人の数

エ. 一律1億6,000万円

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。死亡保険金の非課税限度額は500万円×法定相続人の数。

イ：死亡保険金の非課税限度額は500万円×法定相続人の数。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。死亡保険金の非課税限度額は500万円×法定相続人の数。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。死亡保険金の非課税限度額は500万円×法定相続人の数。

総合解説：死亡保険金の非課税限度額は500万円×法定相続人の数。

Q069 | 課税価格・基礎控除

問題：法定相続人が3人の場合、死亡保険金の非課税限度額はいくらか。

- ア. 1,800万円
- イ. 500万円
- ウ. 1,500万円
- エ. 4,800万円

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。500万円×3＝1,500万円。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。500万円×3＝1,500万円。

ウ：500万円×3＝1,500万円。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。500万円×3＝1,500万円。

総合解説：500万円×3＝1,500万円。

Q070 | 課税価格・基礎控除

問題：相続人が受け取る一定の死亡退職金の非課税限度額はどれか。

- ア. 600万円×法定相続人の数
- イ. 300万円×法定相続人の数
- ウ. 500万円×法定相続人の数
- エ. 一律3,000万円

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。死亡退職金の非課税限度額も500万円×法定相続人の数。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。死亡退職金の非課税限度額も500万円×法定相続人の数。

ウ：死亡退職金の非課税限度額も500万円×法定相続人の数。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。死亡退職金の非課税限度額も500万円×法定相続人の数。

総合解説：死亡退職金の非課税限度額も500万円×法定相続人の数。

Q071 | 課税価格・基礎控除

問題：相続税の課税価格計算で原則控除できるものはどれか。

- ア. 被相続人死亡時に現に存在し確実に認められる借入金など
- イ. 相続人自身の住宅ローン
- ウ. 相続人の将来の生活費
- エ. 相続人の旅行代

正答：ア

ア：被相続人の確実な借入金や未払金等は債務控除の対象となる。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。被相続人の確実な借入金や未払金等は債務控除の対象となる。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。被相続人の確実な借入金や未払金等は債務控除の対象となる。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。被相続人の確実な借入金や未払金等は債務控除の対象となる。

総合解説：被相続人の確実な借入金や未払金等は債務控除の対象となる。

Q072 | 課税価格・基礎控除

問題：相続税計算上の葬式費用について適切なのはどれか。

- ア. 債務そのものではないが、一定の葬式費用は遺産総額から差し引ける
- イ. 葬式費用は一切控除できない
- ウ. 法要費用はすべて無制限に控除できる
- エ. 相続人の結婚式費用も控除できる

正答：ア

ア：一定の葬式費用は遺産総額から控除できる。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。一定の葬式費用は遺産総額から控除できる。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。一定の葬式費用は遺産総額から控除できる。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。一定の葬式費用は遺産総額から控除できる。

総合解説：一定の葬式費用は遺産総額から控除できる。

Q073 | 課税価格・基礎控除

問題：相続税の非課税財産の代表例はどれか。

- ア. 通常の賃貸マンション
- イ. 墓所・仏壇・祭具など一定のもの
- ウ. 上場株式すべて
- エ. 現金預金すべて

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。墓所・仏壇・祭具等の一定財産は非課税。

イ：墓所・仏壇・祭具等の一定財産は非課税。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。墓所・仏壇・祭具等の一定財産は非課税。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。墓所・仏壇・祭具等の一定財産は非課税。

総合解説：墓所・仏壇・祭具等の一定財産は非課税。

Q074 | 課税価格・基礎控除

問題：正味遺産額7,000万円、法定相続人2人、他の調整なし。課税遺産総額はいくらか。

- ア. 4,000万円
- イ. 3,400万円
- ウ. 2,800万円
- エ. 1,600万円

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。基礎控除4,200万円なので7,000万円 - 4,200万円 = 2,800万円。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。基礎控除4,200万円なので7,000万円 - 4,200万円 = 2,800万円。

ウ：基礎控除4,200万円なので7,000万円 - 4,200万円 = 2,800万円。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。基礎控除4,200万円なので7,000万円 - 4,200万円 = 2,800万円。

総合解説：基礎控除4,200万円なので7,000万円 - 4,200万円 = 2,800万円。

Q075 | 税額計算・2割加算

問題：相続税の総額を計算する基本的な流れはどれか。

- ア. 遺産総額に一律55%を掛ける
- イ. 各人の実際取得額に一律10%を掛けるだけ
- ウ. 課税遺産総額を法定相続分で仮分けし各人の仮税額を計算して合計する
- エ. 配偶者だけの税額を計算する

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。相続税総額はいったん法定相続分で仮分けして税率を適用し合計する。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。相続税総額はいったん法定相続分で仮分けして税率を適用し合計する。

ウ：相続税総額はいったん法定相続分で仮分けして税率を適用し合計する。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。相続税総額はいったん法定相続分で仮分けして税率を適用し合計する。

総合解説：相続税総額はいったん法定相続分で仮分けして税率を適用し合計する。

Q076 | 税額計算・2割加算

問題：相続税速算表で法定相続分に応ずる取得金額1,000万円以下の税率はどれか。

- ア. 5%（税額計算・2割加算では該当しない）
- イ. 10%
- ウ. 15%
- エ. 20%

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。1,000万円以下の税率は10%。税額計算・2割加算の条件とは一致しない。

イ：1,000万円以下の税率は10%。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。1,000万円以下の税率は10%。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。1,000万円以下の税率は10%。

総合解説：1,000万円以下の税率は10%。

Q077 | 税額計算・2割加算

問題：取得金額2,000万円、税率15%、控除額50万円の場合の税額はいくらか。

- ア. 250万円
- イ. 300万円
- ウ. 200万円
- エ. 150万円

正答：ア

ア：2,000万円×15% - 50万円 = 250万円。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。2,000万円×15% - 50万円 = 250万円。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。2,000万円×15% - 50万円 = 250万円。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。2,000万円×15% - 50万円 = 250万円。

総合解説：2,000万円×15% - 50万円 = 250万円。

Q078 | 税額計算・2割加算

問題：2割加算の対象となる代表例はどれか。

- ア. 被相続人の配偶者
- イ. 被相続人の兄弟姉妹
- ウ. 被相続人の実子
- エ. 被相続人の父

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹は配偶者・一親等血族に該当しないため原則2割加算対象。

イ：兄弟姉妹は配偶者・一親等血族に該当しないため原則2割加算対象。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹は配偶者・一親等血族に該当しないため原則2割加算対象。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。兄弟姉妹は配偶者・一親等血族に該当しないため原則2割加算対象。

総合解説：兄弟姉妹は配偶者・一親等血族に該当しないため原則2割加算対象。

Q079 | 税額計算・2割加算

問題：子が先に死亡し孫が代襲相続人となった場合、この孫の2割加算は原則どうなるか。

- ア. 必ず対象
- イ. 対象外
- ウ. 50%加算
- エ. 相続税自体が非課税

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。代襲相続人となった孫は2割加算の対象外。

イ：代襲相続人となった孫は2割加算の対象外。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。代襲相続人となった孫は2割加算の対象外。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。代襲相続人となった孫は2割加算の対象外。

総合解説：代襲相続人となった孫は2割加算の対象外。

Q080 | 税額計算・2割加算

問題：孫を養子にしているが代襲相続人ではない場合、この孫養子の2割加算は原則どうなるか。

- ア. 相続税自体が免除される
- イ. 養子なので必ず対象外
- ウ. 配偶者と同じ扱いで対象外
- エ. 対象となる

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。代襲でない孫養子は原則2割加算対象。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。代襲でない孫養子は原則2割加算対象。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。代襲でない孫養子は原則2割加算対象。

エ：代襲でない孫養子は原則2割加算対象。

総合解説：代襲でない孫養子は原則2割加算対象。

Q081 | 税額計算・2割加算

問題：2割加算対象者の税額控除前相続税額500万円。2割加算額はいくらか。

- ア. 100万円
- イ. 50万円（税額計算・2割加算では該当しない）
- ウ. 200万円
- エ. 500万円

正答：ア

ア：500万円×20%＝100万円。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。500万円×20%＝100万円。税額計算・2割加算の条件とは一致しない。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。500万円×20%＝100万円。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。500万円×20%＝100万円。

総合解説：500万円×20%＝100万円。

Q082 | 税額計算・2割加算

問題：課税遺産総額2,000万円、配偶者と子1人。法定相続分で各1,000万円、各仮税額100万円なら相続税総額はいくらか。

- ア. 100万円
- イ. 200万円
- ウ. 400万円
- エ. 2,000万円

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。各人100万円を合計して200万円。

イ：各人100万円を合計して200万円。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。各人100万円を合計して200万円。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。各人100万円を合計して200万円。

総合解説：各人100万円を合計して200万円。

Q083 | 税額計算・2割加算

問題：相続税総額を求めた後の各人の算出税額は原則どうするか。

- ア. 相続税総額を各人の実際の課税価格の割合で按分する
- イ. 法定相続分どりの税額を必ず負担する
- ウ. 全員同額に均等割する
- エ. 最年長者が全額負担する

正答：ア

ア：相続税総額を実際の取得割合で按分し、その後各種加算・控除を行う。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。相続税総額を実際の取得割合で按分し、その後各種加算・控除を行う。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。相続税総額を実際の取得割合で按分し、その後各種加算・控除を行う。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。相続税総額を実際の取得割合で按分し、その後各種加算・控除を行う。

総合解説：相続税総額を実際の取得割合で按分し、その後各種加算・控除を行う。

Q084 | 税額計算・2割加算

問題：財産を配偶者、実子、被相続人の兄が取得した場合、原則2割加算の対象は誰か。

- ア. 実子だけ
- イ. 配偶者だけ
- ウ. 兄だけ
- エ. 3人全員

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と実子は対象外、兄は原則対象。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と実子は対象外、兄は原則対象。

ウ：配偶者と実子は対象外、兄は原則対象。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者と実子は対象外、兄は原則対象。

総合解説：配偶者と実子は対象外、兄は原則対象。

Q085 | 配偶者・未成年者等の控除

問題：配偶者の税額軽減について適切なのはどれか。

ア. 配偶者は取得額に関係なく常に完全非課税

イ. 配偶者の実際取得正味遺産額が1億6,000万円又は法定相続分相当額のいずれが多い額まで原則相続税がかからない

ウ. 配偶者の基礎控除は一律500万円

エ. 配偶者には必ず2割加算

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者の税額軽減は1億6,000万円と法定相続分相当額の大きい方が基準。

イ：配偶者の税額軽減は1億6,000万円と法定相続分相当額の大きい方が基準。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者の税額軽減は1億6,000万円と法定相続分相当額の大きい方が基準。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者の税額軽減は1億6,000万円と法定相続分相当額の大きい方が基準。

総合解説：配偶者の税額軽減は1億6,000万円と法定相続分相当額の大きい方が基準。

Q086 | 配偶者・未成年者等の控除

問題：申告期限まで未分割の財産について、配偶者の税額軽減は原則どうなるか。

ア. その未分割財産は原則対象にならない

イ. 未分割でも全額自動的に配偶者取得

ウ. 未分割なら相続税が消滅

エ. 未分割財産は兄弟姉妹のものになる

正答：ア

ア：配偶者軽減は実際取得財産を基礎とするため未分割財産は原則対象外。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者軽減は実際取得財産を基礎とするため未分割財産は原則対象外。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者軽減は実際取得財産を基礎とするため未分割財産は原則対象外。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。配偶者軽減は実際取得財産を基礎とするため未分割財産は原則対象外。

総合解説：配偶者軽減は実際取得財産を基礎とするため未分割財産は原則対象外。

Q087 | 配偶者・未成年者等の控除

問題：未成年者控除の年齢要件はどれか。

ア. 15歳未満

イ. 20歳未満

ウ. 相続等で財産を取得した時に18歳未満

エ. 25歳未満

正答：ウ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。現行の未成年者控除は18歳未満が対象。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。現行の未成年者控除は18歳未満が対象。

ウ：現行の未成年者控除は18歳未満が対象。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。現行の未成年者控除は18歳未満が対象。

総合解説：現行の未成年者控除は18歳未満が対象。

Q088 | 配偶者・未成年者等の控除

問題：相続開始時15歳の法定相続人が要件を満たす。未成年者控除額はいくらか。

ア. 150万円

イ. 20万円

ウ. 50万円

エ. 30万円

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。18歳まで3年×10万円＝30万円。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。18歳まで3年×10万円＝30万円。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。18歳まで3年×10万円＝30万円。

エ：18歳まで3年×10万円＝30万円。

総合解説：18歳まで3年×10万円＝30万円。

Q089 | 配偶者・未成年者等の控除

問題：未成年者控除が本人の相続税額を上回り引き切れない場合の取扱いはどこか。

- ア. 翌年所得税から必ず控除される
- イ. 余額は必ず消滅する
- ウ. 国から現金支給される
- エ. 一定の扶養義務者の相続税額から差し引ける場合がある

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。引き切れない未成年者控除は一定の扶養義務者の相続税から控除できる場合がある。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。引き切れない未成年者控除は一定の扶養義務者の相続税から控除できる場合がある。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。引き切れない未成年者控除は一定の扶養義務者の相続税から控除できる場合がある。

エ：引き切れない未成年者控除は一定の扶養義務者の相続税から控除できる場合がある。

総合解説：引き切れない未成年者控除は一定の扶養義務者の相続税から控除できる場合がある。

Q090 | 配偶者・未成年者等の控除

問題：一般障害者の相続税障害者控除の基本額はどこか。

- ア. 年齢に関係なく一律100万円
- イ. 満65歳まで1年につき5万円
- ウ. 満18歳まで1年につき10万円
- エ. 満85歳までの年数1年につき10万円

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。一般障害者は満85歳まで1年につき10万円。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。一般障害者は満85歳まで1年につき10万円。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。一般障害者は満85歳まで1年につき10万円。

エ：一般障害者は満85歳まで1年につき10万円。

総合解説：一般障害者は満85歳まで1年につき10万円。

Q091 | 配偶者・未成年者等の控除

問題：相続開始時70歳の一般障害者で要件を満たす。基本控除額はいくらか。

ア. 70万円

イ. 150万円

ウ. 100万円

エ. 300万円

正答：イ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。85歳まで15年×10万円＝150万円。

イ：85歳まで15年×10万円＝150万円。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。85歳まで15年×10万円＝150万円。

エ：この肢は現行ルールと一致しない。85歳まで15年×10万円＝150万円。

総合解説：85歳まで15年×10万円＝150万円。

Q092 | 配偶者・未成年者等の控除

問題：相続人Aは配偶者、Bは15歳の子、Cは被相続人の兄。各人が財産を取得した場合に適切なのはどれか。

ア. Bに控除はなくCは一親等なので2割加算なし

イ. Aは必ず2割加算、Bは障害者控除だけ、Cは配偶者軽減

ウ. 3人とも同じ税額控除だけが適用

エ. Aは配偶者軽減、Bは要件を満たせば未成年者控除、Cは原則2割加算の検討対象

正答：エ

ア：この肢は現行ルールと一致しない。続柄・年齢等に応じて各人の税額加算・控除を判定する。

イ：この肢は現行ルールと一致しない。続柄・年齢等に応じて各人の税額加算・控除を判定する。

ウ：この肢は現行ルールと一致しない。続柄・年齢等に応じて各人の税額加算・控除を判定する。

エ：続柄・年齢等に応じて各人の税額加算・控除を判定する。

総合解説：続柄・年齢等に応じて各人の税額加算・控除を判定する。

Q093 | 暦年課税

問題：個人間の贈与で贈与税を納めるのは原則誰か。

ア. 贈与者と受贈者が必ず半分ずつ

イ. 財産を渡した贈与者

ウ. 財産をもらった受贈者

エ. 贈与者の勤務先

正答：ウ

ア：必ず折半する制度ではない。

イ：贈与者ではなく受贈者側の税である。

ウ：贈与税は原則として贈与により財産を取得した受贈者に課される。

エ：勤務先は通常の個人間贈与の納税義務者ではない。

総合解説：暦年課税では1年間に受贈者が受けた贈与財産を基礎に贈与税を計算する。

Q094 | 暦年課税

問題：贈与税の暦年課税における基礎控除額は、受贈者1人につき年間いくらか。

ア. 110万円

イ. 60万円

ウ. 500万円

エ. 2,500万円

正答：ア

ア：暦年課税の基礎控除は年間110万円である。

イ：60万円ではない。

ウ：500万円は死亡保険金等の非課税枠で使う数値。

エ：2,500万円は相続時精算課税の特別控除限度額。

総合解説：基礎控除は贈与者ごとではなく受贈者ごとの年間合計に適用する。

Q095 | 暦年課税

問題：Aが同一年に父から80万円、母から70万円の現金贈与を受けた。暦年課税の基礎控除前提として適切なものはどれか。

- ア. 基礎控除は贈与者1人につき55万円
- イ. 父母それぞれから110万円ずつ控除でき課税価格は0円
- ウ. 受贈額150万円を合計し、そこから110万円を控除する
- エ. 母からの70万円だけを課税対象にする

正答：ウ

ア：55万円という基礎控除はない。

イ：110万円は贈与者ごとの控除ではない。

ウ：同一年に受けた暦年課税の贈与を受贈者単位で合計する。

エ：父からの贈与も合計対象。

総合解説：年間合計150万円 - 基礎控除110万円 = 基礎控除後40万円。

Q096 | 暦年課税

問題：18歳以上の子が父から500万円の贈与を受け、特例税率を使うとする。基礎控除後390万円に税率15%、控除額10万円を適用した贈与税額はいくらか。

- ア. 48万5,000円
- イ. 58万5,000円
- ウ. 39万円
- エ. 75万円

正答：ア

ア：390万円 × 15% - 10万円 = 48万5,000円。

イ：速算控除10万円を差し引いていない。

ウ：課税価格の10%だけで計算している。

エ：500万円に15%を直接乗じている。

総合解説：特例税率の速算表は基礎控除後の課税価格に適用する。

Q097 | 暦年課税

問題：暦年課税の特例税率が適用される代表的な贈与はどれか。

- ア. 夫から妻へのすべての贈与
- イ. 贈与年1月1日に18歳以上の者が父母や祖父母など直系尊属から受ける贈与
- ウ. 兄から弟への贈与
- エ. 友人から受ける贈与

正答：イ

- ア：夫婦間贈与は原則一般税率。
 - イ：18歳以上の者が直系尊属から受ける一定の贈与は特例贈与財産となる。
 - ウ：兄弟間贈与は一般税率。
 - エ：友人からの贈与も一般税率。
- 総合解説：年齢と贈与者との続柄で一般税率・特例税率を区別する。

Q098 | 暦年課税

問題：扶養義務者である親から子へ、その都度、通常必要な生活費として渡され実際に生活費へ充てられた金銭の贈与税上の取扱いはどれか。

- ア. 通常必要と認められる範囲なら原則贈与税はかからない
- イ. 必ず110万円を超えた全額に贈与税がかかる
- ウ. 所得税の給与所得となる
- エ. 相続税だけが直ちに課される

正答：ア

- ア：通常必要な生活費・教育費を必要の都度直接充てるための贈与は非課税。
 - イ：通常必要な生活費等には非課税規定がある。
 - ウ：雇用の対価ではない。
 - エ：受贈時に直ちに相続税を課す制度ではない。
- 総合解説：生活費名目でも預金や投資に回した部分は非課税扱いにならないことがある。

Q099 | 暦年課税

問題：祖父から「将来の生活費」として500万円を一括で受け取り、当面使わず定期預金にした。贈与税上の考え方として適切なものはどれか。

ア. 生活費という名目なら金額・使途にかかわらず全額非課税

イ. 通常必要な生活費としてその都度直接使った部分とは異なり、贈与税の課税対象となり得る

ウ. 預金にすると所得税だけが課され贈与税は絶対かからない

エ. 祖父母からの贈与はすべて非課税

正答：イ

ア：名目だけでは非課税にならない。

イ：必要の都度直接生活費等へ充てる要件から外れる蓄積部分は課税対象となり得る。

ウ：贈与税の課税関係が問題となる。

エ：直系尊属からの贈与にも通常の贈与税ルールがある。

総合解説：非課税となる生活費・教育費は必要な都度直接その用途に充てるものが基本。

Q100 | 暦年課税

問題：暦年課税で贈与税の申告・納税が必要な場合、原則として申告期間はいつか。

ア. 贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日まで

イ. 贈与年の12月31日まで

ウ. 贈与翌年6月1日から6月30日まで

エ. 相続発生時まで申告不要

正答：ア

ア：贈与税の申告は原則翌年2月1日から3月15日。

イ：贈与年末が申告期限ではない。

ウ：6月ではない。

エ：暦年課税は相続まで申告を待つ制度ではない。

総合解説：特例適用のため基礎控除以下でも申告が必要となる制度がある。

Q101 | 暦年課税

問題：2026年12月31日までに相続が開始した場合、被相続人から相続等で財産を取得した者の暦年課税贈与について、相続税の加算対象期間の原則はどれか。

- ア. 相続開始前3年以内
- イ. 相続開始前7年以内が2026年にも全面適用
- ウ. 相続開始前1年だけ
- エ. 加算制度は廃止されている

正答：ア

ア：相続開始が令和8年12月31日以前なら原則3年以内が加算対象期間。

イ：7年への段階延長は将来の相続開始日に応じて適用される。

ウ：1年ではない。

エ：加算制度は存在する。

総合解説：「将来は7年」と「2026年時点の相続開始では3年」を混同しないことが重要。

Q102 | 暦年課税

問題：18歳以上のAが同一年に父から100万円、祖母から100万円、友人から50万円の贈与を受けた。暦年課税の基本的な課税価格計算として適切なものはどれか。

- ア. 友人分50万円だけ課税する
- イ. 各贈与者ごとに110万円控除できるので0円
- ウ. 直系尊属分200万円だけ合計する
- エ. 贈与者を問わず原則250万円を合計し、110万円を控除して140万円を基礎に税額計算する

正答：エ

ア：直系尊属からの贈与も課税計算対象。

イ：基礎控除は贈与者ごとではない。

ウ：友人からの贈与も年間合計へ含む。

エ：暦年課税は受贈者が年間に受けた贈与を原則合計し110万円控除する。

総合解説：税率区分が混在する場合は一般贈与財産と特例贈与財産を按分計算するが、基礎控除は年間110万円。

Q103 | 相続時精算課税

問題：相続時精算課税を通常の要件で選択する場合の組合せとして適切なものはどれか。

- ア. 原則、贈与年1月1日に60歳以上の父母・祖父母等から、18歳以上の直系卑属である推定相続人または孫へ
- イ. 30歳以上の友人から誰にでも
- ウ. 年齢を問わず兄弟間だけ
- エ. 法人から役員へ

正答：ア

ア：通常要件は贈与者60歳以上、受贈者18歳以上の一定の直系卑属等。

イ：友人からの贈与では選択できない。

ウ：兄弟間の制度ではない。

エ：個人からの贈与を対象とする制度である。

総合解説：住宅取得等資金や事業承継税制には年齢・続柄の特例がある。

Q104 | 相続時精算課税

問題：2024年以後の相続時精算課税に設けられた年間の基礎控除額はいくらか。

- ア. 1,000万円
- イ. 50万円
- ウ. 500万円
- エ. 110万円

正答：エ

ア：1,000万円ではない。

イ：50万円ではない。

ウ：500万円ではない。

エ：2024年以後は特定贈与者ごとに年間110万円の基礎控除がある。

総合解説：この110万円部分は相続時の課税価格への加算対象外となる。

Q105 | 相続時精算課税

問題：相続時精算課税の特別控除額の累計限度額はいくらか。

- ア. 5,000万円
- イ. 110万円
- ウ. 3,000万円
- エ. 2,500万円

正答：エ

ア：5,000万円ではない。

イ：110万円は年間基礎控除。

ウ：3,000万円ではない。

エ：基礎控除後の課税価格から累計2,500万円まで特別控除できる。

総合解説：前年以前に特別控除を使っていれば残額が限度となる。

Q106 | 相続時精算課税

問題：相続時精算課税で年間110万円の基礎控除と特別控除後に残額がある場合、その残額に適用する贈与税率は原則何%か。

- ア. 30%
- イ. 10%
- ウ. 20%
- エ. 55%

正答：ウ

ア：30%ではない。

イ：10%ではない。

ウ：相続時精算課税の贈与税率は一律20%。

エ：55%の累進税率ではない。

総合解説：暦年課税の累進税率と区別する。

Q107 | 相続時精算課税

問題：同一の特定贈与者からその年に3,000万円の贈与を受け、相続時精算課税の110万円基礎控除と2,500万円特別控除を全額使える場合、贈与税額はいくらか。

- ア. 78万円
- イ. 100万円
- ウ. 500万円
- エ. 600万円

正答：ア

ア：(3,000 - 110 - 2,500)万円×20% = 78万円。

イ：500万円×20%としており基礎控除を反映していない。

ウ：特別控除を反映していない。

エ：3,000万円へ直接20%を掛けている。

総合解説：基礎控除→特別控除→20%の順で計算する。

Q108 | 相続時精算課税

問題：一度、父からの贈与について相続時精算課税を選択した後の取扱いとして適切なものはどれか。

- ア. 毎年好きな方式を自由選択できる
- イ. 翌年は自動的に暦年課税へ戻る
- ウ. その父からの将来の贈与について暦年課税へ自由に戻すことはできない
- エ. 母からの贈与にも自動的に同じ方式が強制される

正答：ウ

ア：毎年自由選択ではない。

イ：自動復帰しない。

ウ：同一特定贈与者について一度選択すると暦年課税へ戻れない。

エ：贈与者ごとに選択するため母からの贈与は別に判定する。

総合解説：制度選択は贈与者ごとに行う。

Q109 | 相続時精算課税

問題：2024年以後の相続時精算課税で贈与を受けた財産について、特定贈与者が死亡したときの相続税計算として適切なものはどれか。

- ア. 110万円基礎控除分も含め毎年の贈与額全額を必ず加算する
- イ. 原則、年間110万円の基礎控除後の相続時精算課税適用財産を贈与時価額で相続税の課税価格に加算する
- ウ. 贈与時に税を払えば相続税には一切関係しない
- エ. 死亡時の時価だけで必ず加算する

正答：イ
ア：年間110万円部分は加算対象外。
イ：2024年以後は110万円基礎控除分を除いた適用財産を原則贈与時価額で加算する。
ウ：相続時に精算する制度である。
エ：原則は贈与時の価額。
総合解説：相続時精算課税の名称どおり贈与税と相続税を通算・精算する。

Q110 | 相続時精算課税

問題：Aは父からの贈与について相続時精算課税を選択している。母から新たに贈与を受けた場合の基本的な考え方はどれか。

- ア. 母について相続時精算課税を選択しなければ、母からの贈与は暦年課税で扱い得る
- イ. 父で選択した時点で母にも自動適用される
- ウ. 両親のうち一人を選ぶと他の者から贈与を受けられない
- エ. 母からの贈与は必ず非課税になる

正答：ア
ア：相続時精算課税は特定贈与者ごとに選択する。
イ：自動適用ではない。
ウ：他の者からの贈与を禁止する制度ではない。
エ：母からの贈与が自動非課税になるわけではない。
総合解説：贈与者別の制度選択と年間基礎控除の関係を整理する。

Q111 | 相続時精算課税

問題：2026年中に父母等から住宅取得等資金の贈与を受け、一定要件を満たす場合の相続時精算課税選択の特例として適切なものはどれか。

- ア. 受贈者の年齢要件も完全になくなる
- イ. 贈与者が贈与年1月1日に60歳未満でも相続時精算課税を選択できる
- ウ. 住宅取得以外の贈与でも贈与者の年齢要件が常に消える
- エ. 2026年には既に制度が終了している

正答：イ

ア：受贈者は原則18歳以上などの要件がある。

イ：令和8年12月31日までの一定の住宅取得等資金贈与では贈与者60歳以上要件が緩和される。

ウ：住宅取得等資金に関する特例である。

エ：2026年末まで適用期間がある。

総合解説：住宅取得等資金の非課税特例と相続時精算課税選択特例は別制度だが併用関係がある。

Q112 | 住宅取得等資金・各種特例

問題：直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度について、2026年8月時点の適用期間として適切なものはどれか。

- ア. 2025年12月31日で終了済み
- イ. 2026年3月31日で終了済み
- ウ. 2026年12月31日までの一定の贈与が対象
- エ. 期限のない恒久制度

正答：ウ

ア：2026年も適用期間内。

イ：3月31日終了は教育資金一括贈与の新規適用期限。

ウ：現行制度は令和8年12月31日まで。

エ：期限付き特例。

総合解説：期限の異なる贈与特例を区別する。

Q113 | 住宅取得等資金・各種特例

問題：2026年の住宅取得等資金贈与の非課税限度額の組合せとして適切なものはどれか。

ア. すべて3,000万円

イ. 省エネ等住宅2,500万円・それ以外2,000万円

ウ. すべて110万円だけ

エ. 省エネ等住宅1,000万円・それ以外の住宅500万円

正答：エ

ア：一律3,000万円ではない。

イ：相続時精算課税等の数値との混同。

ウ：110万円は贈与税の基礎控除。

エ：現行非課税限度額は住宅性能に応じ1,000万円または500万円。

総合解説：非課税枠適用後の残額に暦年課税110万円等を適用できる場合がある。

Q114 | 住宅取得等資金・各種特例

問題：住宅取得等資金の非課税制度で贈与者として適切なのは原則誰か。

ア. 受贈者の子だけ

イ. 友人

ウ. 勤務先法人

エ. 受贈者の父母・祖父母など直系尊属

正答：エ

ア：子は受贈者の直系卑属であり贈与者要件と逆。

イ：友人からの贈与には適用しない。

ウ：法人からの贈与は贈与税とは異なる課税関係。

エ：直系尊属からの贈与が対象。

総合解説：住宅取得目的であっても贈与者との関係を確認する。

Q115 | 住宅取得等資金・各種特例

問題：婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用不動産等を贈与した場合の贈与税の配偶者控除額の上限はいくらか。

- ア. 2,000万円
 - イ. 110万円
 - ウ. 500万円
 - エ. 1億6,000万円
- 正答：ア
- ア：一定要件で基礎控除110万円とは別に最高2,000万円。
- イ：110万円は暦年課税基礎控除。
- ウ：500万円ではない。
- エ：1億6,000万円は相続税の配偶者税額軽減。

総合解説：婚姻期間、居住用不動産またはその取得資金、申告等の要件がある。

Q116 | 住宅取得等資金・各種特例

問題：婚姻20年以上の配偶者から居住用不動産2,100万円の贈与を受け、配偶者控除の要件を満たし、他の贈与がない場合、暦年課税の基礎控除も含めた控除可能額の上限は合計いくらか。

- ア. 110万円
 - イ. 2,000万円
 - ウ. 2,110万円
 - エ. 2,500万円
- 正答：ウ
- ア：配偶者控除を反映していない。
- イ：基礎控除110万円を加えていない。
- ウ：配偶者控除2,000万円 + 基礎控除110万円 = 2,110万円。
- エ：相続時精算課税の特別控除額との混同。

総合解説：適用には贈与税申告が必要。

Q117 | 住宅取得等資金・各種特例

問題：直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度について、2026年8月時点の新規適用はどうなっているか。

ア. 2027年3月31日まで新規適用できる

イ. 適用期限が2026年3月31日で延長されず終了しており、2026年8月の新規贈与には使えない

ウ. 2026年12月31日まで新規適用できる

エ. 恒久制度として存続している

正答：イ

ア：2027年3月31日は結婚・子育て資金の期限。

イ：令和8年3月31日で新規適用期限は終了。

ウ：2026年12月31日は住宅取得等資金の期限。

エ：恒久制度ではない。

総合解説：過去に締結済みの教育資金管理契約の取扱いと新規適用可否は区別する。

Q118 | 住宅取得等資金・各種特例

問題：2026年8月時点の結婚・子育て資金一括贈与の非課税制度について、非課税限度額として適切なものはどれか。

ア. 1,500万円

イ. 500万円

ウ. 1,000万円

エ. 2,500万円

正答：ウ

ア：旧教育資金制度の総枠との混同。

イ：500万円ではない。

ウ：一定要件で1,000万円まで非課税。

エ：相続時精算課税の特別控除との混同。

総合解説：受贈者は契約時18歳以上50歳未満などの要件がある。

Q119 | 住宅取得等資金・各種特例

問題：結婚・子育て資金一括贈与の非課税制度について、2026年8月時点の適用期限はどれか。

- ア. 2026年3月31日
- イ. 2027年3月31日
- ウ. 2026年12月31日
- エ. 2030年12月31日

正答：イ

ア：教育資金制度の新規適用期限。

イ：令和9年3月31日まで。

ウ：住宅取得等資金制度の期限。

エ：現行期限ではない。

総合解説：各贈与特例の期限を混同しない。

Q120 | 住宅取得等資金・各種特例

問題：2026年8月に新たな贈与を行う前提で、現行制度の説明として適切なものはどれか。

- ア. 3制度ともすべて終了済み
- イ. 住宅取得等資金の非課税は利用可能期間内、教育資金一括贈与の新規非課税は終了済み、結婚・子育て資金は利用可能期間内である
- ウ. 3制度とも恒久的に利用できる
- エ. 教育資金だけが利用可能で他2制度は終了

正答：イ

ア：住宅・結婚子育てはまだ期限内。

イ：2026年8月の制度期限を正しく整理している。

ウ：いずれも期限管理が必要な特例。

エ：教育資金は新規適用終了、他2制度は期限内。

総合解説：年度をまたぐ特例は試験基準日時点の適用期限を確認する。

Q121 | 土地・宅地の評価

問題：相続税評価で路線価が定められている地域の宅地を評価する基本方式はどれか。

- ア. 倍率方式だけ
- イ. 路線価方式
- ウ. 収益還元法だけ
- エ. 固定資産税額そのもの

正答：イ

ア：倍率方式は路線価のない地域。

イ：路線価が付された地域では路線価方式。

ウ：相続税評価の宅地基本方式ではない。

エ：税額そのものを評価額にしない。

総合解説：路線価方式と倍率方式を地域に応じて使い分ける。

Q122 | 土地・宅地の評価

問題：路線価図に表示される路線価は、標準的な宅地の何を示すか。

- ア. 土地1筆全体の万円単位の価格
- イ. 1㎡当たりの価額を千円単位で示す
- ウ. 1坪当たりの固定資産税額
- エ. 年間賃料の月額

正答：イ

ア：一筆全体価格ではない。

イ：路線価は1㎡当たり千円単位。

ウ：固定資産税額ではない。

エ：賃料ではない。

総合解説：例えば「300」は原則1㎡当たり300千円を意味する。

Q123 | 土地・宅地の評価

問題：路線価300千円、面積200㎡、各種補正率を1.00とする単純な宅地の相続税評価額はいくらか。

- ア. 3,000万円
- イ. 600万円
- ウ. 6,000万円
- エ. 6億円

正答：ウ

ア：面積を100㎡としている。

イ：路線価の千円単位を誤っている。

ウ：30万円×200㎡=6,000万円。

エ：桁が一つ大きい。

総合解説：実際は奥行、角地、不整形などの補正を行う場合がある。

Q124 | 土地・宅地の評価

問題：倍率方式による土地評価の基本式として適切なものはどれか。

- ア. 固定資産税額×10
- イ. 路線価×建蔽率
- ウ. 売買価格×所得税率
- エ. 固定資産税評価額×評価倍率

正答：エ

ア：税額そのものではない。

イ：建蔽率を使う式ではない。

ウ：所得税率は使わない。

エ：路線価のない地域では固定資産税評価額に評価倍率を乗じる。

総合解説：評価倍率は国税庁の評価倍率表で確認する。

Q125 | 土地・宅地の評価

問題：固定資産税評価額1,000万円、評価倍率1.1の土地を倍率方式で評価するといくらか。

- ア. 1,100万円
 - イ. 900万円
 - ウ. 1,010万円
 - エ. 1億1,000万円
- 正答：ア
- ア：1,000万円×1.1＝1,100万円。
- イ：100万円を差し引いている。
- ウ：倍率を1.01と誤認。
- エ：桁が大きい。

総合解説：倍率方式は単純な乗算だが、評価倍率表の該当地目・地域を確認する。

Q126 | 土地・宅地の評価

問題：一般的な借地権の相続税評価の基本式として適切なものはどれか。

- ア. 固定資産税額×建蔽率
- イ. 自用地価額＋借地権割合
- ウ. 自用地としての価額×借地権割合
- エ. 年間地代×1年だけ

正答：ウ

ア：固定資産税額や建蔽率ではない。

イ：割合は加算するものではない。

ウ：借地権価額は自用地価額に借地権割合を乗じるのが基本。

エ：年間地代だけでは評価しない。

総合解説：借地権割合は路線価図・評価倍率表等で確認する。

Q127 | 土地・宅地の評価

問題：自用地価額5,000万円、借地権割合60%の普通借地権の目的となっている貸宅地を単純化して評価するといくらか。

- ア. 3,000万円
- イ. 2,000万円
- ウ. 5,000万円
- エ. 8,000万円

正答：イ

ア：借地権部分の価額。

イ：5,000 - 5,000 × 60% = 2,000万円。

ウ：貸宅地減価を反映していない。

エ：借地権価額を加算している。

総合解説：貸宅地は自用地価額から借地権価額を控除するのが基本。

Q128 | 土地・宅地の評価

問題：相続税・贈与税における自用家屋の評価について原則適切なものはどれか。

- ア. 売主希望価格で評価する
- イ. 建築時の取得価額で必ず評価する
- ウ. 固定資産税評価額により評価する
- エ. 住宅ローン残高で評価する

正答：ウ

ア：希望価格ではない。

イ：取得価額そのままではない。

ウ：自用家屋は原則固定資産税評価額で評価する。

エ：借入残高ではない。

総合解説：土地と家屋では評価方法が異なる。

Q129 | 土地・宅地の評価

問題：他人に賃貸している家屋の相続税評価について、一般に自用家屋と比べてどう評価されるか。

- ア. 評価しない
- イ. 必ず自用家屋の2倍になる
- ウ. 賃貸していても固定資産税評価額の10倍
- エ. 借家権割合と賃貸割合を考慮して自用家屋より低く評価される場合がある

正答：エ

ア：課税財産として評価する。

イ：2倍ではない。

ウ：10倍ではない。

エ：貸家は借家権による利用制約を反映して減額評価する。

総合解説：土地側も貸家建付地として利用制約を反映する評価がある。

Q130 | 土地・宅地の評価

問題：特定居住用宅地等の小規模宅地等の特例について、限度面積と減額割合の組合せとして適切なものはどれか。

- ア. 面積制限なし・20%減額
- イ. 200㎡まで・50%減額のみ
- ウ. 400㎡まで・100%非課税
- エ. 330㎡まで・80%減額

正答：エ

ア：面積限度がある。

イ：貸付事業用宅地等の枠との混同。

ウ：100%非課税制度ではない。

エ：特定居住用宅地等は330㎡まで80%減額。

総合解説：適用には取得者・居住継続等の要件がある。

Q131 | 土地・宅地の評価

問題：特定居住用宅地等に該当し、評価額3,000万円の宅地全体が330㎡限度内で80%減額の対象となる場合、特例適用後の課税価格算入額はいくらか。

- ア. 0円
- イ. 2,400万円
- ウ. 3,000万円
- エ. 600万円

正答：エ

ア：80%減額であり100%非課税ではない。

イ：減額額そのもの。

ウ：特例を反映していない。

エ：3,000万円×（1 - 80%）= 600万円。

総合解説：「80%減額」と「20%を課税価格へ算入」を対応させる。

Q132 | 土地・宅地の評価

問題：相続した宅地について、国税庁の路線価図で路線価が付されていない地域だった。評価の第一候補として適切なものはどれか。

- ア. 住宅ローン残高を評価額にする
- イ. 近所の希望売却価格を平均する
- ウ. 評価倍率表を確認し、固定資産税評価額に倍率を乗じる倍率方式を検討する
- エ. 固定資産税の年間税額をそのまま相続税評価額とする

正答：ウ

ア：借入残高は土地価額ではない。

イ：私的希望価格は財産評価基準ではない。

ウ：路線価のない地域では倍率方式を用いるのが基本。

エ：税額と評価額は別。

総合解説：路線価の有無を確認して評価方式を選ぶ。

Q133 | 株式・金融資産の評価

問題：相続で取得した上場株式の評価について原則適切なものはどれか。

ア. 取得時の購入価格だけを使う

イ. 相続人が売却した日の価格だけを使う

ウ. 被相続人死亡日の金融商品取引所の最終価格を基礎にする

エ. 額面金額で必ず評価する

正答：ウ

ア：取得原価ではない。

イ：後日の売却価格だけではない。

ウ：課税時期である死亡日の最終価格が原則。

エ：額面評価ではない。

総合解説：一定の場合は月平均額のうち低い価額を用いることができる。

Q134 | 株式・金融資産の評価

問題：上場株式の相続税評価で、課税時期の最終価格が高い場合に比較対象となる月平均額はどれか。

ア. 死亡年の1月から12月の年平均だけ

イ. 死亡後12か月だけ

ウ. 課税時期の属する月・前月・前々月の各月平均額

エ. 購入した年の平均価格だけ

正答：ウ

ア：年平均ではない。

イ：死亡後12か月ではない。

ウ：当月・前月・前々月の3つの月平均を比較する。

エ：購入年の平均ではない。

総合解説：原則終値がこれら3平均の最も低い額を超える場合はその低い額で評価できる。

Q135 | 株式・金融資産の評価

問題：上場株式の死亡日終値2,000円、死亡月平均1,900円、前月平均1,850円、前々月平均1,920円である。特別事情がない場合の1株評価額はいくらか。

- ア. 1,920円
- イ. 2,000円
- ウ. 1,900円
- エ. 1,850円

正答：エ

ア：前月平均1,850円の方が低い。

イ：より低い前月平均がある。

ウ：前月平均1,850円の方が低い。

エ：終値と3月平均の中で利用可能な最も低い1,850円。

総合解説：上場株式は評価時期の価格変動を緩和する仕組みがある。

Q136 | 株式・金融資産の評価

問題：非上場会社の株式など「取引相場のない株式」の評価について適切なものはどれか。

- ア. 株主の区分や会社規模等に応じて原則的評価方式または配当還元方式等を用いる
- イ. 必ず証券取引所の終値を用いる
- ウ. 額面金額だけで評価する
- エ. 必ず0円とする

正答：ア

ア：同族株主等か少数株主か、会社規模等で評価方式が異なる。

イ：非上場なので取引所終値はない。

ウ：額面だけでは評価しない。

エ：価値ある株式を0円とはしない。

総合解説：非上場株式は会社・株主の状況を踏まえた評価が必要。

Q137 | 株式・金融資産の評価
問題：取引相場のない株式で、同族株主等が取得する大会社の株式の原則的評価方式として代表的なものはどれか。
ア. 類似業種比準方式
イ. 配当還元方式だけ
ウ. 路線価方式
エ. 倍率方式
正答：ア
ア：大会社は原則として類似業種比準方式。
イ：配当還元方式は主に一定の少数株主等。
ウ：土地評価方式。
エ：土地評価方式。
総合解説：会社規模により原則的評価方式が変わる。

Q138 | 株式・金融資産の評価
問題：取引相場のない株式で、同族株主等が取得する小会社の株式の原則的評価方式として代表的なものはどれか。
ア. 類似業種比準方式だけ
イ. 純資産価額方式
ウ. 路線価方式
エ. 預金残高だけで評価
正答：イ
ア：大会社の原則との混同。
イ：小会社は原則純資産価額方式。
ウ：土地単体の方式。
エ：会社の資産・負債を総合評価する。
総合解説：中会社は類似業種比準方式と純資産価額方式の併用が基本。

Q139 | 株式・金融資産の評価

問題：取引相場のない株式を同族株主以外の一定の少数株主が取得した場合に用いられる代表的な特例評価方式はどれか。

- ア. DCF法だけ
- イ. 路線価方式
- ウ. 原価法
- エ. 配当還元方式

正答：エ

ア：相続税評価で必ずDCFだけを使う制度ではない。

イ：土地評価方式。

ウ：財産評価基本通達上の株式特例方式ではない。

エ：一定の少数株主は配当還元方式で評価する。

総合解説：配当還元方式では配当を一定率で還元して評価する。

Q140 | 株式・金融資産の評価

問題：同じ非上場会社の株式でも、支配的な同族株主が取得する場合と、単に配当を期待する少数株主が取得する場合で評価額が異なり得る理由として適切なものはどれか。

- ア. 少数株主の株式は常に非課税だから
- イ. 株式の額面を株主ごとに自由に変えるため
- ウ. 株主の会社支配への影響力等を踏まえて適用する評価方式が異なるため
- エ. 税務署が抽選で評価方式を決めるため

正答：ウ

ア：少数株主でも課税財産。

イ：額面を自由変更する制度ではない。

ウ：株主区分に応じ原則的評価方式と配当還元方式等を使い分ける。

エ：法令・通達の基準で判定する。

総合解説：非上場株式の評価では会社規模だけでなく取得者の株主区分も重要。

Q141 | 株式・金融資産の評価

問題：相続財産に上場株式と非上場株式が含まれる。評価方法として適切な組合せはどれか。

ア. 上場株式は取引所価格等、非上場株式は株主区分・会社規模等に応じた評価方式

イ. 両方とも固定資産税評価額

ウ. 両方とも路線価方式

エ. 両方とも額面金額

正答：ア

ア：市場価格の有無により評価アプローチが異なる。

イ：固定資産税評価額は主に不動産。

ウ：路線価は宅地評価。

エ：額面だけでは評価しない。

総合解説：財産の種類に適した相続税評価方法を選択する。

Q142 | 事業承継・納税猶予

問題：法人版事業承継税制の対象となる中心的な財産はどれか。

ア. 上場株式だけ

イ. 一定の中小企業の非上場株式等

ウ. 自宅の家具だけ

エ. 国債だけ

正答：イ

ア：上場株式を中心とする制度ではない。

イ：一定要件を満たす非上場会社株式等の承継を支援する制度。

ウ：家庭用家具の制度ではない。

エ：国債承継の制度ではない。

総合解説：先代経営者から後継者への非上場株式等の贈与・相続に係る税を猶予・免除する仕組み。

Q143 | 事業承継・納税猶予

問題：法人版事業承継税制の特例措置で、対象非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予割合として適切なものはどれか。

- ア. 50%
- イ. 100%
- ウ. 80%だけ
- エ. 20%

正答：イ

ア：50%ではない。

イ：特例措置は対象株式に係る贈与税・相続税の100%納税猶予。

ウ：一般措置の相続税80%との混同。

エ：20%ではない。

総合解説：一般措置と特例措置の違いを整理する。

Q144 | 事業承継・納税猶予

問題：2026年8月時点で、法人版事業承継税制の特例措置に必要な「特例承継計画」の提出期限はいつか。

- ア. 2027年9月30日
- イ. 2026年3月31日
- ウ. 2026年12月31日
- エ. 2030年9月30日

正答：ア

ア：令和9年9月30日までに都道府県へ提出する。

イ：従来期限から延長されている。

ウ：贈与・相続の適用期限とは異なる。

エ：現行期限ではない。

総合解説：2026年4月以後の古い資料では提出期限が更新されているため注意。

Q145 | 事業承継・納税猶予

問題：法人版事業承継税制の特例措置で、特例対象となる贈与・相続等の期限として2026年8月時点で適切なものはどれか。

ア. 2027年12月31日まで

イ. 2026年9月30日まで

ウ. 2028年12月31日まで

エ. 期限はない

正答：ア

ア：特例措置は令和9年12月31日までの贈与・相続等が対象。

イ：特例承継計画提出期限とも異なる。

ウ：2028年ではない。

エ：10年間限定の特例措置。

総合解説：計画提出期限と実際の贈与・相続期限を分けて覚える。

Q146 | 事業承継・納税猶予

問題：事業承継税制の「納税猶予」について最も適切な説明はどれか。

ア. 会社を売却しても必ず猶予が永久継続する制度

イ. 最初から税額そのものが存在しない完全非課税制度

ウ. 申告も担保も一切不要な制度

エ. 要件を満たす間は対象税額の納付を猶予し、一定事由により免除される場合もあるが、要件を外れると猶予税額等の納付が必要となる場合がある

正答：エ

ア：株式譲渡等で猶予終了・納付が生じる場合がある。

イ：納税猶予と非課税は異なる。

ウ：所定の認定・申告・担保等が必要。

エ：猶予は無条件免税ではなく継続要件・納付事由・免除事由がある。

総合解説：制度利用後も継続届出などの管理が必要。

Q147 | 事業承継・納税猶予

問題：法人版事業承継税制の特例措置の雇用要件について適切なものはどれか。

ア. 後継者は従業員を全員解雇することが要件

イ. 5年間平均8割を1人でも下回れば例外なく即時全額納付

ウ. 雇用に関する要件・報告は制度上全く存在しない

エ. 一般措置に比べ弾力化され、一定の雇用維持を満たせなくても所定の理由報告等により猶予継続が可能な仕組みがある

正答：エ

ア：そのような要件はない。

イ：一般措置との違いを無視した説明。

ウ：雇用状況の確認等は制度に関係する。

エ：特例措置では雇用確保要件が弾力化されている。

総合解説：制度改正で「8割維持できないと即打ち切り」という理解は古い。

Q148 | 事業承継・納税猶予

問題：個人版事業承継税制について適切なものはどれか。

ア. 非上場株式だけを対象にする法人専用制度

イ. 一定の個人事業者の事業用資産の贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例

ウ. 住宅取得資金だけを対象にする制度

エ. 上場REITだけを対象にする制度

正答：イ

ア：法人版事業承継税制との混同。

イ：個人事業の一定の宅地・建物・減価償却資産等が対象となり得る。

ウ：住宅贈与特例ではない。

エ：J-REIT制度ではない。

総合解説：法人版と個人版を承継対象財産で区別する。

Q149 | 事業承継・納税猶予

問題：2026年8月時点で、個人版事業承継税制の「個人事業承継計画」の提出期限はいつか。

ア. 2026年3月31日

イ. 2028年9月30日

ウ. 2027年9月30日

エ. 2030年12月31日

正答：イ

ア：旧期限から延長されている。

イ：令和10年9月30日までに都道府県知事へ提出する。

ウ：法人版特例承継計画の期限との混同。

エ：現行期限ではない。

総合解説：2026年度改正で提出期限が2年6か月延長された。

Q150 | 事業承継・納税猶予

問題：事業承継を検討する経営者への説明として最も適切なものはどれか。

ア. 制度利用には都道府県認定や税務申告は一切不要

イ. 法人版と個人版は対象財産も期限も完全に同一

ウ. 納税猶予を使えば事業継続の必要はなく自由売却しても税負担は生じない

エ. 法人の非上場株式承継には法人版、個人事業の一定事業用資産承継には個人版の納税猶予制度があり、それぞれ期限・認定・継続要件を確認する

正答：エ

ア：認定・申告等の手続が必要。

イ：法人版は非上場株式等、個人版は一定事業用資産で異なる。

ウ：要件違反で猶予税額等の納付が生じ得る。

エ：対象・期限・認定等が異なるため制度別に確認する。

総合解説：事業承継税制は「無条件の免税」ではなく、承継計画と継続管理を伴う制度。